

愛知県の若年者の消費者教育の取組について

1 これまでの取組（県教育委員会・学校との連携）

（1）若年消費者問題研究会の開催

学校における消費者教育を支援するための方策を検討（構成員：当課、県教育委員会、各学校長会長、学識経験者）

（2）消費者教育研究校の指定及び取組の支援

研究校の指定及び研究校における実践的授業の実施に係る支援

（3）「あいち消費者教育レポート」の発行

教員向けに研究校における取組を紹介し、県内すべての中・高校、特別支援学校に配布（当課、教員等を構成員とした「ワーキンググループ」の協力を得ながら紙面を作成）

（4）「消費者教育推進フォーラム」の開催〔交付金強化事業〕

教員向け研修として、研究校の実践発表、基調講演を実施

（5）消費者教育用映像教材の貸出し

県消費生活センターにおいて、契約、クレジット、消費者トラブル等のDVDを学校に貸出し

2 課題

- 民法改正（2022年4月1日施行）による成年年齢引き下げに伴う18歳・19歳の若者の消費者トラブル増加の懸念
- 「若年者への消費者教育に関するアクションプログラム」に基づき、2020年度までにすべての県立高校を始め、より多くの学校において「社会への扉」を活用した実践的授業を実施していく必要がある。

3 平成31年度の新たな取組

（1）外部講師派遣による消費者教育の実践的な授業の充実・強化【新規】

〔交付金強化事業〕

- ・外部講師による実践的な授業の拡充
- ・消費者教育コーディネーターの設置

（2）模擬授業等の映像のWeb配信【新規】〔交付金強化事業〕

- ・「消費者教育推進フォーラム」の模擬授業等の映像をWeb配信